

児童通所支援の利用のしかた

児童通所支援を利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

1. 紹介

1歳6か月児・3歳児健診や市の発達相談、保育園、児童発達支援事業所、北九州市立総合療育センターなどで児童通所支援を紹介された場合やお子様の発達に心配がある場合は、ばんびーにこくらきた管理者高橋まで（093-980-5010）ご相談ください。

＊療育手帳を所持されていない方も児童通所支援を利用することができます。



2. 申請

事業所の見学などをして、利用する事業所が決まったら、障害福祉課又は各支所福祉課、保健福祉課へ児童通所支援利用の申請をしてください。各窓口ではお子さんの様子について聞き取りが行われます。《申請に必要なもの》・印鑑・新規転入者については、所得の分かる書類（詳しくは各窓口にお問い合わせください）



3. 決定・通知

相談支援事業所から児童及びその家族の生活に対する意向や総合的な援助の方針などを記載した支援利用計画案を作成、提出していただきます。支援利用計画案の作成にお困りの時は、利用予定の事業所にご相談ください。聞き取りをした内容や提出された支援利用計画案をもとにサービスの支給日数などが決定され、「通所受給者証」が交付されます。

※決定結果に不服があるときには、審査請求をすることができます。



4. 事業所と契約、サービスの利用開始

自宅に「通所受給者証」が届いたら、事業所と契約を結び利用開始となります。利用料は9割が公費によってまかなわれ、1割を負担していただくことになります。また、おやつ代などの実費は別途負担となります。1ヶ月の利用者負担額には、以下のとおり収入に応じた上限が設定されています。

○生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯・・・0円

○市町村民税課税世帯(所得割28万円未満(注))・4600円（(注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。）

○上記以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・37200円



5. モニタリング

一定期間ごとにサービス等利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

決定支給量（月間の利用可能日数）の範囲内であれば、どこの児童発達支援事業所、放課後等デイサービスでもご利用できます。療育手帳をお持ちでなくても、受給者証を取得することは可能です。

（詳しくは、市役所担当者にお尋ね下さい。）

放課後等デイサービスの利用のしかた

放課後等デイサービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

1. 紹介

学校や保育園での健診や市の発達相談、児童発達支援事業所、北九州市立総合療育センターなどで児童通所支援を紹介された場合やお子様の発達に心配がある場合は、ばんびーにくらきた管理者高橋まで（０９３－９８０－５０１０）ご相談ください。

＊療育手帳を所持されていない方も児童通所支援を利用することができます。



2. 申請

事業所の見学などをして、利用する事業所が決まったら、障害福祉課又は各支所福祉課、保健福祉課へ児童通所支援利用の申請をしてください。各窓口ではお子さんの様子について聞き取りが行われます。《申請に必要なもの》・印鑑・新規転入者については、所得の分かる書類（詳しくは各窓口にお問い合わせください）



3. 決定・通知

相談支援事業所から児童及びその家族の生活に対する意向や総合的な援助の方針などを記載した支援利用計画案を作成、提出していただきます。支援利用計画案の作成にお困りの時は、利用予定の事業所にご相談ください。聞き取りをした内容や提出された支援利用計画案をもとにサービスの支給日数などが決定され、「通所受給者証」が交付されます。

※決定結果に不服があるときには、審査請求をすることができます。



4. 事業所と契約、サービスの利用開始

自宅に「通所受給者証」が届いたら、事業所と契約を結び利用開始となります。利用料は9割が公費によってまかなわれ、1割を負担していただくことになります。また、おやつ代などの実費は別途負担となります。1ヶ月の利用者負担額には、以下のとおり収入に応じた上限が設定されています。

○生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯・・・0円

○市町村民税課税世帯(所得割28万円未満(注))・4600円（(注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。）

○上記以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・37200円



5. モニタリング

一定期間ごとにサービス等利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

決定支給量（月間の利用可能日数）の範囲内であれば、どこの児童発達支援事業所、放課後等デイサービスでもご利用できます。療育手帳をお持ちでなくても、受給者証を取得することは可能です。

（詳しくは、市役所担当者にお尋ね下さい。）



リハビリ機能充実型児童デイ 指定児童発達支援事業所（未就学児童対象） ばんびーにこくらきた

“ばんびーにこくらきた”は、発達の遅れやその心配のある小学校入学前のお子様を通われる通所施設です。小倉南区・小倉北区・八幡東区にお住まいのお子様であれば、ご自宅への送迎サービスをご利用できます。その他の地域に居住の方でも、事業所の利用は可能であり、また送迎サービスを利用いただくことができる場合もありますのでご相談ください。

当事業所の最大の特徴は、機能担当職員としてリハビリテーションセラピストを常勤で配置しており、専門的で充実したリハビリテーションサービスを通われるすべてのお子様に提供していることです。私たちの療育目標は、心身の発達を最大限に促し、子どもたちが日常生活に必要な能力や社会性を身につけていくことです。

ばんびーにこくらきたの利用手順

①相談受付

電話（093-980-5010 担当：高橋）にてご連絡ください。お子様のご様子をお聞きし、面談日を調整します。

②見学・面談

ばんびーにこくらきたにご来所いただき、施設の見学や利用についての説明を行います。

③受給者証の手続き

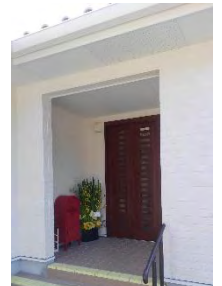
お住まいの区役所の保健福祉課、子ども家庭相談コーナーに連絡し、受給者証の交付についてご相談ください。

④利用契約

受給決定後、事業所との契約を行い、利用開始日を決定します。児童発達支援の受給者証・印鑑・療育手帳・保険証をご持参ください。

⑤利用開始

* 受け入れは随時行っていますが、定員との兼ね合いによりお待ちいただく場合がございます。



2017年4月完成の比較的新しい施設ですので、カーナビで検索されても残念ながらほとんどヒットしません。GoogleMapで「ばんびーにこくらきた」と検索していただければ、詳細な地図が表示されます。近隣施設として南丘のファミリーマート、ローソンなどが目印となります。

* それでも迷われたら、お気軽に事業所までお電話ください。職員がお迎えに行きます。



運営主体

NPO法人子どもの発達・学習を支援するリハビリテーション研究所
所在地

〒803-0863 小倉北区南丘2丁目7-19

連絡先

☎093-980-5010(担当：高橋) Fax093-980-5011



リハビリ機能充実型児童デイ 指定放課後等デイサービス事業所（就学児童対象） あぶれんどこくらきた

“あぶれんどこくらきた”は、発達の遅れやその心配のある小学生から18歳までの就学児童が通う通所施設です。小倉南区・小倉北区・八幡東区にお住まいのお子様であれば、ご自宅や学校への送迎サービスをご利用できます。その他の地域に居住の方でも、事業所の利用は可能であり、また送迎サービスを利用いただいている場合もありますのでご相談ください。

当事業所の最大の特徴は、機能担当職員としてリハビリテーションセラピストを常勤で配置しており、専門的で充実したリハビリテーションサービスを通われるすべてのお子様に提供していることです。私たちの療育目標は、心身の発達を最大限に促し、子どもたちが日常生活に必要な能力や社会性を身につけていくことです。

あぶれんどこくらきたの利用手順

①相談受付

電話（093-980-5012 担当：高橋）にてご連絡ください。お子様のご様子をお聞きし、面談日を調整します。

②見学・面談

あぶれんどこくらきたにご来所いただき、施設の見学や利用についての説明を行います。

③受給者証の手続き

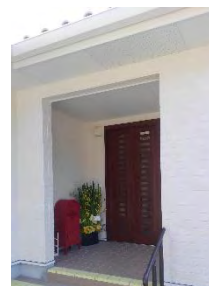
お住まいの区役所の保健福祉課、子ども家庭相談コーナーに連絡し、受給者証の交付についてご相談ください。

④利用契約

受給決定後、事業所との契約を行い、利用開始日を決定します。放課後等デイサービスの受給者証・印鑑・療育手帳・保険証をご持参ください。

⑤利用開始

* 受け入れは随時行っていますが、定員との兼ね合いによりお待ちいただく場合がございます。



ばんびーにこくらきた・あぶれんどこくらきた
小倉北区南丘2丁目7-19 (093-980-5010)
※場所が不明な場合はお気軽にご連絡ください。
施設近隣での待ち合わせにも対応します。

2017年4月完成の比較的新しい施設ですので、カーナビで検索されても残念ながらほとんどヒットしません。GoogleMapで「ばんびーにこくらきた」と検索していただければ、詳細な地図が表示されます。近隣施設として南丘のファミリーマート、ローソンなどが目印となります。

* それでも迷われたら、お気軽に事業所までお電話ください。職員がお迎えに行きます。



運営主体

NPO法人子どもの発達・学習を支援するリハビリテーション研究所
所在地

〒803-0863 小倉北区南丘2丁目7-19

連絡先

☎093-980-5012(担当：高橋) Fax093-980-5011